

32 水田・畑作経営所得安定対策（特会）

【243,071（232,426）百万円】

対策のポイント

水田作及び畑作の土地利用型農業を営む農家の経営安定を図るため、生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策を措置します。

<背景／課題>

・我が国の米を中心とした水田農業などの土地利用型農業については、依然、生産構造が脆弱であることから、地域農業を支える意欲のある経営体の経営の安定化により、土地利用型農業の体質を強化し、食料の安定供給を図ること等が課題です。

政策目標

水田・畑作経営所得安定対策加入者（約8万5千経営体）の経営安定に必要な資金を交付する。

<内容>

1. 生産条件不利補正対策（販売収入では賄えない生産コストの補てん）

（1）過去の生産実績に基づく支払（固定払）

毎年の作柄にかかわらず、平成16年～18年の間における麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産・出荷実績に応じ、それぞれの品目ごとに設定された面積単価に基づく一定額の支払いです。

（2）毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）

当該年の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの品質別の生産量に応じ、それぞれの品目ごとに設定された数量単価に基づく支払いです。

2. 収入減少影響緩和対策（販売収入に対する補てん）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

対策加入者と国は1対3の割合で補てんの原資を負担し、対策加入者は、予め10%又は20%の減収に対応しうる積立金額を選択・拠出することにより、収入減少に備えることができます。

〔お問い合わせ先： 経営局経営政策課 （03-3502-5601（直））〕

水田・畑作経営所得安定対策の概要

- 水田・畑作経営所得安定対策は、①諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん、②収入の減少の影響を緩和するための補てんの2つの対策により、土地利用型農業を支える意欲ある経営体を支援。

○ 支援対象者

支援対象者は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で一定の経営規模（面積又は所得）を有することが要件。なお、経営規模の要件については、市町村特認をはじめ地域の実態に即した様々な特例・特認も用意。

○ 支援の内容

生産条件不利補正対策	収入減少影響緩和対策
・ 生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てん。 ・ 豊作・不作に関わらず毎年一定額が支払われる「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」と「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の2つの支払がある。 （固定払は、平成16年から18年の3カ年に生産実績がある者が対象） 【対象品目】 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ	・ 当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てん。 ・ 対策加入者はあらかじめ一定額の積立金を拠出（対策加入者1：国3）。 【対象品目】 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ